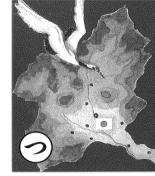




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月23日（火） 第9886号

目次

ページ

規 則

- 群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物・リサイクル課） 3
- 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課） 3
- 群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則（同） 3
- 群馬県立公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課） 4

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課） 7
- 特定計量器の定期検査の実施（産業政策課） 7
- 道路の区域変更（道路管理課） 8
- 同 9
- 同 9
- 同 9
- 道路の供用開始（同） 10
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正（同） 10

公 告

- 行政書士法第14条の規定による処分（市町村課） 10
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧（農村整備課） 11
- 公営住宅法第47条第2項の規定による公告（住宅政策課） 11
- 同 11

教育委員会規則

- 群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（総務課） 13
- 群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（同） 28
- 群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則の一部を改正する規則（同） 29
- 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（同） 29
- 群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（同） 30
- 群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（同） 30
- 群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則（福利課） 30
- 公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（同） 30
- 群馬県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 31
- 公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（同） 31
- 群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（学校人事課） 31
- 群馬県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課） 32

- 群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生涯学習課) 33
- 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 33
- 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同) 33

教育委員会訓令

- 群馬県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令(総務課) 33

規則

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十八号

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年群馬県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号表面中「㉔」及び「㉕」

㉔を削り、同様式裏面中「㉕」

を削る。

別記様式第二号、別記様式第五号及び別記様式第七号中「㉔」を削る。

別記様式第八号中「㉕」

を削る。

別記様式第九号中「㉔」を削る。

別記様式第十号中「㉔」を「㉔」に改める。

別記様式第十一号表面中「㉔」及び「㉕」

㉔を削り、同様式裏面中「㉕」

を削る。

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「㉔」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十九号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例施行規則(昭和二十六年群馬県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十号

群馬県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

群馬県家畜伝染病予防法施行細則(昭和二十六年群馬県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

別記様式第一号から別記様式第六号までの規定中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十一号

群馬県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則

群馬県家畜伝染病まん延防止規則(昭和二十八年群馬県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号までの規定中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十二号

群馬県種畜検査条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県種畜検査条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号及び別記様式第七号中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

											生 年 月 日	郵 便 番 号	住 所

に改める。

別記様式第十号の三中「甲」を削る。
 別記様式第十号の四中「甲」を「乙」に改める。
 別記様式第十二号から別記様式第十四号までの規定中「甲」を削る。
 別記様式第十五号中「甲」を削り、「、甲甲甲甲及び甲甲」を「及び甲甲甲甲」に改める。

別記様式第十六号中「甲甲甲甲・甲甲」を「甲 甲 甲 甲」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の群馬県立公園条例施行規則の規定による申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の群馬県立公園条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第71号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名ADB-BUTINACA)及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン(通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP)及びその塩類
- (3) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート(通称名4-AcO-EPT)及びその塩類
- (4) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名threo-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類
- (5) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和3年3月25日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第72号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所

令和3年4月23日	午前10時～午後3時	南牧村役場庁舎前車庫棟
令和3年4月26日	午前10時～午前11時	下仁田町活性化センター
	午後0時30分～午後3時30分	群馬県蒟蒻原料商工業協同組合
令和3年4月27日	午前10時～午前11時	甘楽町旧町立第三中学校
	午後0時30分～午後3時30分	甘楽富岡農業協同組合甘楽支所
令和3年5月11日	午前10時～正午	富岡市黒岩公民館
	午後1時～午後3時	富岡市小野公民館
令和3年5月13日	午前10時～正午	富岡市妙義中央公民館
	午後1時30分～午後3時30分	富岡市額部公民館
令和3年5月14日	午前10時～午後3時	富岡市吉田公民館
令和3年5月17日	午前10時～午後3時	富岡市一ノ宮公民館
令和3年5月18日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和3年5月21日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和3年5月25日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和3年5月27日	午前10時～午後3時	佐波伊勢崎農業協同組合たまむら野菜集送センター
令和3年5月28日	午前10時～午後3時	玉村町住民活動サポートセンターぱるふるハートホール

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	高崎伊勢崎線	高崎市岩押町1247番の9地先から同市上中居町字荒神325番の13地先まで	前	0.1～10.2	666.0
			後	-	-

◎群馬県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下高尾小幡線	甘楽郡甘楽町大字庭谷字上川原418番地先から同郡同町大字福島字鍛冶貝戸108番の1地先まで	前	7.0～16.6 11.0～58.7	1443.8 1812.0
			後	7.0～15.7 11.0～58.7	861.4 1812.0

◎群馬県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	安中榛名湖線	安中市下秋間字東台1050番の1地先から同市同字原貝戸秋間川左岸堤防敷地先まで	前	8.5～15.1	578.0
			後	8.5～15.1 14.2～35.0	578.0 1077.7

◎群馬県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	安中榛名湖線	安中市下秋間字湯ノ木837番の1地先から同市同字原貝戸秋間川左岸堤防敷地先まで	令和3年3月25日 午後3時
	恵宝沢原貝戸線	安中市下秋間字三枚畑1128番地先から同市同字柳町714番地先まで	
	下里見安中線	安中市下秋間字吉ヶ谷津4516番の3地先から同市安中字米山1879番の3地先まで	

◎群馬県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎神流秩父線	高崎市吉井町池字石田43番の3地先から同市同字同45番の1地先まで	令和3年3月23日

◎群馬県告示第78号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第245号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1の表一般国道354号の項中「字天神悪戸1079番の2地先」を「字中新田8245番地先」に改める。
- 2中「令和2年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

■ 公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の規定により、次のとおり行政書士の処分を行った。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 被処分者
 - (1) 氏名 小林聡一
 - (2) 事務所の名称 行政書士小林聡一事務所
 - (3) 事務所の所在地 群馬県太田市新井町5 1 4 番地2
 - (4) 登録番号 第07140983号
- 2 処分年月日 令和3年3月17日
- 3 処分の内容 戒告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により境下武士土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年3月23日から同年4月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所

群馬県住宅供給公社が群馬県県営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月23日

群馬県住宅供給公社 理事長 中島 聡

- 1 群馬県に代わって県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等 群馬県県営住宅設置条例(昭和39年群馬県条例第63号)別表に掲げる県営住宅
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が館林市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和3年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年3月23日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 館林市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 館林市市営住宅設置条例(昭和39年館林市条例第45号)別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

■教育委員会規則

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号。以下「条例」という。)に基づき、教育委員会が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実施機関からの受入れ)

第三条 教育委員会は、実施機関で保存する歴史公文書等として、保存期間が満了したときに図書館に移管する措置が定められたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、次に掲げる措置を施した上で、当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから一年以内に排架を行うものとする。

- 一 生物被害への対処その他の保存に必要な措置
- 二 次のイ及びロに掲げる識別を容易にするために必要な番号、記号その他の符号

(以下「請求番号等」という。)の付与

イ 請求番号 当該特定歴史公文書等の分類を区分するもの

ロ 文書番号 当該特定歴史公文書等を特定するもの

三 条例第十二条第一項第一号に掲げる特定歴史公文書等の利用を制限する事由の該当性に関する事前審査

四 条例第十一条第四項の規定による目録の作成

(寄贈又は寄託をされた文書の受入れ)

第四条 教育委員会は、法人等又は個人から文書の寄贈又は寄託をする旨の申出があった場合であつて、当該文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該文書を受け入れるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及び利用の制限が適用される期間を定め、前条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる措置を施した上で、当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから一年以内に排架を行うものとする。
(著作権等の調整)

第五条 教育委員会は、前二条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下この条において「著作物等」という。)が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

(保存方法等)

第六条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫(以下「書庫」という。)において永久に保存するものとする。

2 教育委員会は、書庫について、温度、湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために、記録媒体の変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複製物の作成)

第七条 教育委員会は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、適切な記録媒体による複製物を作成するよう努めなければならない。

(個人情報情報の漏えいの防止のための必要な措置)

第八条 条例第十一条第三項の個人情報情報の漏えいの防止のために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

一 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限

二 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報に対する不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置

三 文書館の職員に対する教育及び研修の実施

四 前三号に掲げるもののほか、個人情報情報の漏えいの防止のために必要な措置(目録の作成及び公表)

第九条 条例第十一条第四項の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項は、次に掲げる事項(条例第十二条第一項第一号に掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報に該当するものを除く。)とする。

- 一 分類及び請求番号等
- 二 名称
- 三 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
- 四 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- 五 保存場所
- 六 記録媒体の種別
- 七 利用制限の区分(公開、部分公開、非公開又は要審査のいずれかとする。)
- 八 前各号に掲げるもののほか、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資する

情報

2 教育委員会は、条例第十一条第四項の目録を文書館に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(本人であることを示す書類)

第十条 条例第十三条の本人であることを示す書類は、利用請求者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として教育委員会が適当と認めるものとする。

(利用請求の手続)

第十一条 条例第十四条第一項の利用請求書は、特定歴史公文書等利用請求書(別記様式第一号)によるものとする。

2 条例第十四条第一項第三号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等
- 二 求める利用の方法
- 三 利用請求者の連絡先(法人その他の団体にあつては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先)

(利用決定等の通知)

第十二条 条例第十五条第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用させることができる日及び場所
- 二 利用の方法

2 条例第十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- 一 特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等利用決定通知書(別記様式第二号)
- 二 特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定 特定歴史公文書等一部利用決定通知書(別記様式第三号)

3 条例第十五条第二項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書(別記様式第四号)により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書)

第十三条 条例第十六条第二項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間延長通知書(別記様式第五号)により行うものとする。

(特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書)

第十四条 条例第十七条の規定による通知は、特定歴史公文書等利用決定等期間特例延長通知書(別記様式第六号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会付与等)

第十五条 条例第十八条第一項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項と

する。

一 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

二 利用請求の年月日

三 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第十八条第二項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

二 利用請求の年月日

三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

四 利用請求に係る特定歴史公文書等に記載されている当該第三者に関する情報の内容

五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第十八条第三項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用請求に係る特定歴史公文書等の請求番号等

二 利用請求の年月日

三 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

四 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第八條第四項の規定による意見の内容

五 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第十八条第一項及び第二項の規定による第三者への通知並びに同条第三項の規定による実施機関への通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- 一 条例第十八条第一項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(別記様式第七号)
- 二 条例第十八条第二項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(別記様式第八号)
- 三 条例第十八条第三項の規定による通知 特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書(別記様式第九号)

5 条例第十八条第一項及び第二項の規定による第三者からの意見書並びに同条第三項の規定による実施機関からの意見書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

- 一 条例第十八条第一項及び第二項の規定による意見書 特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第十号)
- 二 条例第十八条第三項の規定による意見書 特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第十一号)

6 条例第十八条第四項の規定による通知は、特定歴史公文書等の利用を決定した旨の通知書(別記様式第十二号)により行うものとする。

7 前項の規定は、条例第二十三条において準用する条例第十八条第四項の規定による通知について準用する。

(写しの交付方法)

第十六条 条例第十九条の規定による文書又は図画(以下「文書等」という。)の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
- 二 当該文書等を乾式の複写機によりA三判以下の大きさの用紙にカラー(白黒以外の単色を含む。)で複写したものの交付
- 三 当該文書等をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク)の再生装置で再生することが可能なものに限り、以下同じ。)に複写したものの交付

(電磁的記録の利用の方法)

第十七条 条例第十九条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 A三判以下の大きさの用紙に出力したものを又はその写しの閲覧又は交付
- 二 専用機器(利用する者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために文書館に備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- 三 光ディスクに複写したものの交付

(閲覧等の制限)

第十八条 教育委員会は、特定歴史公文書等の閲覧、聴取又は視聴をする者が当該特定歴史公文書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該特定歴史公文書等の閲覧、聴取又は視聴を中止し、又は禁止することができる。(簡便な方法による利用)

第十九条 教育委員会は、特定歴史公文書等(条例第十二条の規定により利用させることができるものに限る。)について、同条から条例第二十条までに定める方法のほか、教育委員会が別に定めるところにより、簡便な方法により利用に供するものとする。

(展示会の開催等)

第二十条 教育委員会は、展示会の開催、文書館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第二十一条 教育委員会は、学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合は、教育委員会が別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(原本の特別利用)

第二十二条 教育委員会は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができないう場合その他の原本の利用が必要と認められる場合は、教育委員会が別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、特別に当該原本を利用に供することができる。

(効果的な利用の確保)

第二十三条 教育委員会は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- 二 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- 三 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- 四 特定歴史公文書等に関する参考文献その他の効果的な利用を確保するために必要な情報の提供

(移管元実施機関の利用)

第二十四条 教育委員会は、特定歴史公文書等を移管した実施機関(以下「移管元実施機関」という。)が、条例第三十一条の規定の適用を受けようとする場合の手続等については、教育委員会が別に定める。

2 移管元実施機関が当該特定歴史公文書等の貸出しを希望したときは、教育委員会は、一月間を限度として、その貸出しを行うことができる。

(特定歴史公文書等の廃棄)

第二十五条 教育委員会は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読及び修復が不可能で利用できなくなり、歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、条例第三十五条第三項の規定により委員会に諮問し、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第二十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十六条第三号並びに第十七条第二号及び第三号の規定は、利用に要する専用機器の整備が終わるまでの間は、適用しない。

3 条例附則第六項の規定により特定歴史公文書等とみなされた文書及び簿冊等については、第三条第二項中「前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等」とあるのは、「条例附則第六項の規定により特定歴史公文書等とみなされた文書及び簿冊等」と、「当該特定歴史公文書等が大量である場合その他やむを得ない場合を除き、受入れから一年以内」とあるのは、「当該特定歴史公文書等の利用に資するよう計画的に」と読み替えるものとする。

4 教育委員会は、条例第十一条第四項の目録に係る第九条第一項各号に掲げる事項の記載内容の確認に相当の期間を要する場合には、当分の間、当該事項を記載しないことができる。

別記様式第1号(規格A4)(第11条関係)

特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長 あて

郵便番号

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 — — (連絡担当者名)

群馬県公文書等の管理に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

請求番号	文書番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
求 め る 利用の方法	1 <input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付) [<input type="checkbox"/> 白黒コピー <input type="checkbox"/> カラーコピー <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R]	

- (注) 1 御希望の□にチェックしてください。(例:「■」「レ」)
 2 写しの交付の方法により利用する場合は、当該写しの作成に要する費用を負担していただきます。
 3 記載に不備があるときは、群馬県公文書等の管理に関する条例第14条第2項の規定により補正を求めることがあります。
 4 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。

別記様式第3号(規格A4)(第12条関係)

特定歴史公文書等一部利用決定通知書		
	第 年 月 日	号
様		
群馬県教育委員会教育長		印
年 月 日付けで請求のあった特定歴史公文書等の利用については、群馬県公文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその一部の利用を認めることを決定したので通知します。		
請求番号	文書番号	目録に記載された特定歴史公文書等の名称
利 用 の 日		
利 用 の 場 所		
利 用 の 方 法		
利 用 制 限 を 行 う 部 分		
利用制限の根拠規定及びその理由	群馬県公文書等の管理に関する条例第12条第1項第 号 該当	
連 絡 先	電話番号 () —	
備 考		
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。		
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		
(注) 1 特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を係員に提示してください。 2 この利用決定に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を利用することができなくなる場合があります。		

別記様式第7号(規格A4)(第15条関係)

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書	
様	第 号 年 月 日
群馬県教育委員会教育長 印	
次の特定歴史公文書等の利用について、群馬県公文書等の管理に関する条例第18条第1項の規定により意見を求めますので、別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第10号)」を御提出いただきますようお願いいたします。	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
請求番号	
文書番号	
利用請求の年月日	
特定歴史公文書等に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号() —
意見書の提出期限	年 月 日
備考	
(注) 提出期限までに「特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第10号)」の提出がない場合は、特に御意見が無いものとして取り扱わせていただきます。	

別記様式第9号(規格A4)(第15条関係)

特定歴史公文書等の利用に係る意見照会書	
様	第 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 印
貴機関が、群馬県公文書等の管理に関する条例第12条第1項第1号ニに該当するものとして同条例第8条第4項の規定により意見を付して移管した特定歴史公文書等について、次のとおり利用請求がありました。	
つきましては、同条例第18条第3項の規定により意見を求めますので、別紙「特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第11号)」を御提出いただきますようお願いいたします。	
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
請求番号	
文書番号	
利用請求の年月日	
特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由	
特定歴史公文書等に付されている貴機関の意見の内容	
意見書の提出先	電話番号() —
意見書の提出期限	年 月 日
備考	
(注) 提出期限までに「特定歴史公文書等の利用に係る意見書(別記様式第11号)」の提出がない場合は、特に御意見が無いものとして取り扱わせていただきます。	

別記様式第10号(規格A4)(第15条関係)

特定歴史公文書等の利用に係る意見書	
年 月 日	
群馬県教育委員会教育長 あて	
住 所 氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 — — (連絡担当者名)	
年 月 日付け 第 号で照会のありました特定歴史公文書等の利用について、次のとおり意見を提出します。	
利用請求があつた特定歴史公文書等の名称	
請 求 番 号	
文 書 番 号	
利用に關しての意見	(該当する番号を○で囲んでください。) 1 意見はない。又は支障はない。 2 利用されると支障がある。 (2を○で囲んだ場合、次の項目に記入してください。) (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
備 考	

別記様式第11号(規格A4)(第15条関係)

特定歴史公文書等の利用に係る意見書	
群馬県教育委員会教育長 へ	年 月 日
移管元実施機関名	
年 月 日付け 第 号で照会のありました特定歴史公文書等の利用について、次のとおり意見を提出します。	
利用請求があった特定歴史公文書等の名称	
請求番号	
文書番号	
利用に関する意見	(該当する番号を○で囲んでください。) 1 意見はない。又は支障はない。 2 利用されると支障がある。 (2を○で囲んだ場合、次の項目に記入してください。) (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
備考	

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二号

群馬県立文書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立文書館の管理運営に関する規則(昭和五十七年群馬県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「閲覧」を「利用」に改める。

第八条第四号を次のように改める。

四 館内及び敷地内は禁煙のため、喫煙をしないこと。

第八条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。

第十条を次のように改める。

(文書の複写及び撮影並びに複写に要する費用の負担)

第十条 文書の複写及び撮影を希望する者は、文書複写等申込書(別記様式第五号)を提出しなければならない。ただし、館長は、当該文書の寄贈者又は寄託者との間で複写及び撮影に關し特約等があるものについては、これを制限することができる。

2 前項の規定により複写したものの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。
 一 当該文書を乾式の複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

二 当該文書を乾式の複写機によりA三判以下の大きさの用紙にカラー(白黒以外の単色を含む。以下同じ。)で複写したものの交付
 三 当該文書をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

3 前項の文書の複写を希望する者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める費用を文書館に納めるものとする。

区分		費用の額
一	乾式の複写機により複写したものの交付 (A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒複写一枚につき十円
		カラー複写一枚につき五十円
二	用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒出力一枚につき十円

三 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付

備考	用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。	カラー出力一枚につき五十円
四 光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	文書をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき二百二十円に当該文書一枚ごとに十円を加えた額
	その他の場合	一枚につき二百円
	その他の場合	一枚につき二百二十円

4 前項に規定する費用は、前納とする。

第十一条中「出版物等への掲載許可申請書」を「出版物等への掲載申込書」に、「提出し、館長の許可を得なければ」を「提出しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、館長は、当該文書の寄贈者又は寄託者との間で出版物等への掲載に關し特約等があるものについては、これを制限することができる。

第十三条中「亡失(損傷)届出書」を「文書等亡失(損傷)届出書」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(特定歴史公文書等の特例)

第十五条 群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号)第二条第四項に規定する特定歴史公文書等の保存及び利用については、第四条、第六条、第十条から第十二条まで及び第十四条の規定にかかわらず、同条例及び群馬県特定歴史公文書等の利用等に関する規則(令和三年群馬県教育委員会規則第一号)その他別に定めるところによるものとする。

別記様式第一号中「(下並先)」を削り、

1 身分証明書	2 運転免許証	3 学生証
4 保険証	5 文書館利用登録証	
6 その他()		

を

- 1 運転免許証
- 2 学生証
- 3 保険証
- 4 文書館利用登録証
- 5 その他()

「資料は、」及び「特定歴史公文書等と合わせて」となり、
 「復写・出版物等への掲載は、別途許可を得てください。」や
 「3 復写・撮影・出版物等への掲載は、別途申込書を提出しててください。」
 ※一部復写・撮影・出版物等への掲載ができない場合があります。」

「文書複写許可申請書」や「文書複写等申込書」及び「申請します」や「申し込みます」
 「コピー・マイクロ・撮影」や「白黒コピー・カラーコピー・撮影・CD-R・DVD-R」及び「この申請書」や「この申込書」
 「出版物掲載、販売、再復写等」や「出版物等への掲載」及び「許可を得る」や「申込書を提出する」

「3 複写の際には、資料の現状を変えないこと。復写物の使用によって著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申請者がその責任を負うこと。」
 「5 複写物から引用等をする場合は、原本が群馬県立文書館所蔵(寄託者文書)の場合に寄託者名)のものを表示すること。」

「3 複写物の使用によって著作権法に基づく権利の侵害その他第三者の権利侵害等が生じた場合は、全て申込者がその責任を負うこと。」
 「4 複写物から引用等をする場合は、原本が群馬県立文書館所蔵(寄託文書の場合に、寄託者名)のものを表示すること。」
 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

「職業・所属」
 氏名
 生年月日・性別
 住所
 (電話番号)

「法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、生年月日及び性別」

「フリガナ」
 (法人その他の団体にあつては、名称及び「出版物等への掲載許可申請書」及び代表者氏名)
 住所(所在地)
 (電話番号)

「出版物等への掲載申込書」及び「申請します」や「申し込みます」及び「発行年月日」や「発行等年月日」及び「この申請書」や「この申込書」及び「著作権法上の問題」や「著作権法に基づく権利の侵害その他第三者の権利侵害等」及び「申請者が」

や「申込者が」及び「寄託者名」や「寄託者」及び
 「4 文書館所蔵以外の資料については、所蔵者の許可書を添付すること。」
 (注) 掲載の範囲は「全文復刻、資料集への掲載、写真の掲載等」です。」
 「4 文書館所蔵以外の資料(寄託文書等)については、寄託者等の許可書を添付すること。」
 5 掲載された出版物等を1部寄贈すること(TV放送等の場合は、DVD等)。
 (注) 「形態又は方法」の記載例: 全文復刻、資料集への掲載、ウェブサイトにの写真的掲載等

「申請に」や「申込みに」及び「申請者に」や「申込者に」及び「同様式を別記様式第六号より」別記様式第六号を添付する。
 別記様式第七号中「印」及び「職業(電話番号)」を削る。
 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 2 改正後の第十条第二項第三号並びに同条第三項の表三の項及び四の項の規定は、複写に要する機器の整備が終わるまでの間、適用しなす。

群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十三日
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則の一部を改正する規則
 群馬県教育委員会の主管に属する公益信託に関する規則(昭和六十三年群馬県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第四号及び第五号中「、身分証明書及び印鑑証明書を」及び身分証明書」に改め、同項第六号中「、履歴書及び印鑑証明書を」及び「履歴書」に改める。
 別記様式第一号から別記様式第十九号までの規定中「印」を削る。
 附 則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十三日
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第四号
 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務課の項中「企画予算係」を「調整・DX推進係、デジタル教育推進室」に改め、同表生涯学習課の項中「企画情報係」を「企画振興係」に改め、同表健康体育課の項中「全国高校総体推進室」を削り、同条第二項中「健康体育課全国高校総体推進室に総務・広報係及び競技・高校生活動係」を「総務課デジタル教育推進室にデジタル教育推進係」に改める。

第四条総務課の項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。
二十五 公立学校における教育の情報化の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

二十六 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。
第四条高校教育課の項第十五号中「国際理解教育に関する」を「国際理解教育についての」に改め、同項第十七号を次のように改める。

十七 県立学校の情報教育についての指導及び助言に関すること。
第四条特別支援教育課の項第十三号中「国際理解教育に関する」を「国際理解教育についての」に改め、同項第十五号を次のように改める。

十五 県立特別支援学校等における情報教育についての指導及び助言に関すること。
第四条生涯学習課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条健康体育課の項第十七号を削る。

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号の二までの規定中「群馬県教育委員会に対して」を「群馬県教育委員会に対して」に改める。

別記様式第十一号中「印」を削る。

別記様式第十二号中「群馬県教育委員会に対して」を「群馬県教育委員会教育長に対して」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護条例施行規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号の二までの規定中「群馬県教育委員会に対して」を「群馬県教育委員会に対して」に改める。

別記様式第九号中「印」を削る。

別記様式第十号、別記様式第十四号から別記様式第十五号の二まで及び別記様式第十七号の三から別記様式第十七号の五までの規定中「群馬県教育委員会に対して」を「群馬県教育委員会に対して」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則(昭和二十八年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号書式から第十一号書式までの規定中「印」を削る。

第十二号書式中「氏 名印」を「氏 名」に改める。

第十五号書式から第二十号書式までの規定中「印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第八号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員退職手当支給規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「長」を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「四」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の公立学校職員退職手当支給規則の規定による申請書等は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員退職手当支給規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第九号

群馬県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号から別記様式第十一号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「四」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第

六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号裏面中「四」を「五」に改める。

別記様式第二号中「五」を削る。

別記様式第四号の二及び別記様式第五号中「五」を削る。

別記様式第七号中「五」を「六」に改める。

別記様式第八号中「五」を削る。

別記様式第九号表面中「五」を「六」に改める。

別記様式第十号表面中「五」を「六」に改める。

別記様式第十一号中「五」を「六」に改める。

別記様式第十二号表面中「五」を削る。

別記様式第十三号裏面中「四」を「五」に改める。

別記様式第十四号から別記様式第十四号の四までの規定中「五」を「六」に改める。

別記様式第十五号表面中「五」を削る。

別記様式第十六号から別記様式第十六号の三までの規定中「五」を「六」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十六号の三までの規定中「五」を「六」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十六号の三までの規定中「五」を「六」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十六号の三までの規定中「五」を「六」に改める。

別記様式第十六号から別記様式第十六号の三までの規定中「五」を「六」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十一号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和三十三年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「五」を「六」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第三号中「五」を削る。

別記様式第八号中「五」を「六」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第十七号中「五」を削る。

別記様式第十八号中「五」を「六」に改める。

別記様式第十八号の二中「五」を削る。

群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十三年群馬県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「五」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和六十二年群馬県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「五」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十五号

群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十一年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「五」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局
各教育機関

群馬県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十三日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会公印規程(昭和四十四年群馬県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「並びに総合教育センター」を「総合教育センター」に改め、「総合教育センター専用」の下に「並びに文書館に群馬県教育委員会教育長の印(文書館専用)」を加え、「及び総合教育センター所長」を「総合教育センター所長及び文書館長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
